



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 12 月 12 日（金曜日）号外 第 58 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

頁

条 例

○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を
改正する条例……………（人事課） 1

○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例……………（人事課） 4

本号で公布された条例のあらまし

◎ 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第51号）

1 改正の理由及び主な内容

特別職の国家公務員等に準じて本県特別職に係る令和 7 年 12 月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第52号）

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、令和 7 年の公民較差に基づく県職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしました。

条 例

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第51号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 172.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 177.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第 2 条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とす	（期末手当） 第 5 条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とす

る。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」とする。

2～4 〔略〕

る。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 175」とする。

2～4 〔略〕

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 172.5</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 177.5</u> 」とする。 2～4 〔略〕

第 4 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 177.5</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 126.25</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 175</u> 」とする。 2～4 〔略〕

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第 5 条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 172.5</u> 」とする。 2 〔略〕	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 177.5</u> 」とする。 2 〔略〕

第 6 条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 177.5</u> 」とする。 2 〔略〕	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 126.25</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 175</u> 」とする。 2 〔略〕

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 7 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年宮崎県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 172.5</u> 」とする。 2～4 〔略〕	（期末手当） 第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100 分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 177.5</u> 」とする。 2～4 〔略〕

第 8 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第5条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第5条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。 2～4 [略]
（教育長の給与等に関する条例の一部改正） 第9条 教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
（期末手当） 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第8条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 172.5</u>」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第8条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。 2～4 [略]
第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
（期末手当） 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第8条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）第8条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。 2～4 [略]
（病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正） 第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
（期末手当） 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 172.5</u>」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。 2～4 [略]
第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	
改正前	改正後
（期末手当） 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 177.5</u>」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。 2～4 [略]
附 則 （施行期日等） 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和8年4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例」という。）、第3条の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例」という。）、第5条の規定による改正後の議会の議員の給与等に関する条例（以下「改正後の議会の議員の給与等に関する条例」という。）、第7条の規定による改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例」という。）、第9条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長の給与等に関する条例」という。）及び第11条の規定による改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。 （給与の内払）	

- 3 第 1 条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第 3 条の規定による改正前の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、第 5 条の規定による改正前の議会の議員の給与等に関する条例、第 7 条の規定による改正前の企業局長の給与及び旅費に関する条例、第 9 条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例及び第 11 条の規定による改正前の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例、改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、改正後の議会の議員の給与等に関する条例、改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例、改正後の教育長の給与等に関する条例及び改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 52 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（初任給調整手当） 第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 20 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>41 万 6,600 円</u> （2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>5 万 1,600 円</u> （3）・（4） [略] 2・3 [略] （通勤手当） 第 5 条の 9 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） [略] （2） 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）ア・イ [略] ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,100 円</u> エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>1 万円</u> オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 <u>1 万 2,900 円</u> カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>1 万 5,800 円</u>	（初任給調整手当） 第 5 条の 2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第 1 号及び第 2 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 35 年以内、第 3 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 20 年以内、第 4 号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から 5 年以内の期間、採用の日（第 1 号から第 3 号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から 1 年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用により欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>41 万 7,600 円</u> （2） 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>5 万 2,100 円</u> （3）・（4） [略] 2・3 [略] （通勤手当） 第 5 条の 9 [略] 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） [略] （2） 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）ア・イ [略] ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,300 円</u> エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>1 万 400 円</u> オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 <u>1 万 3,500 円</u> カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>1 万 6,600 円</u>

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万 8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万 1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万 4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万 6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万 8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万 9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万 1,600円

(3) [略]

3～7 [略]

第6条の2の2 [略]

2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第7条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万 1,000円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,400円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、6,600円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては3万 1,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては1万 1,100円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 [略]

(期末手当)

第8条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の 125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては 100分の 105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万 9,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万 2,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万 5,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万 9,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万 2,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万 5,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万 8,700円

(3) [略]

3～7 [略]

第6条の2の2 [略]

2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第7条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては2万 2,500円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては7,700円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、7,050円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては3万 3,750円、人事委員会規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては1万 1,550円）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

2 [略]

(期末手当)

第8条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100分の 127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては 100分の 107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の

期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 125」とあるのは「100分の70」と、「100分の 105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第8条の4 〔略〕

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の 105（特定管理職員にあっては、100分の 125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の50（特定管理職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 〔略〕

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の 107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 〔略〕

(勤勉手当)

第8条の4 〔略〕

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の 107.5（特定管理職員にあっては、100分の 127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 〔略〕

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第 1 行政職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700	397,000					
	87	266,500	306,100	356,100	397,400					
	88	266,800	306,400	356,500	397,800					
	89	267,100	306,700	356,700	398,100					
	90	267,400	307,000	357,100	398,600					
	91	267,700	307,300	357,500	399,000					
	92	268,000	307,600	357,900	399,400					
	93	268,300	307,800	358,100	399,700					
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						

	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第2項に規定する職員を除く。

別表第 2 公安職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100				
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500				
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900				
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200				
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600				
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000				
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400				
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700				
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
	100	323,200	347,600	374,300	405,400					

	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100	414,900					
	123	338,300	367,700	388,600	415,300					
	124	338,800	368,100	389,000	415,800					
	125	339,100	368,500	389,500	416,200					
	126		368,900	390,000	416,700					
	127		369,300	390,500	417,100					
	128		369,700	391,000	417,600					
	129		370,100	391,300	418,000					
	130		370,500	391,800						
	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
	133		371,500	393,100						
	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
	136		372,600	394,400						
	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	

	49	285,100	340,600	407,100	457,600
	50	285,900	342,300	408,500	458,800
	51	286,600	344,000	409,900	460,000
	52	287,400	345,700	411,200	461,200
	53	288,200	347,400	412,400	462,400
	54	289,000	348,700	413,600	463,600
	55	289,700	350,000	414,900	464,800
	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	
	63	295,500	362,100	425,400	
	64	296,100	363,500	426,700	
	65	297,100	365,000	427,900	
	66	297,900	366,600	429,100	
	67	298,600	368,200	430,400	
	68	299,300	369,700	431,800	
	69	299,900	371,200	433,100	
	70	300,600	372,800	434,300	
	71	301,300	374,300	435,300	
	72	302,000	375,800	436,500	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	73	302,700	377,300	437,700	
	74	303,400	378,900	438,800	
	75	304,100	380,500	440,000	
	76	304,600	382,000	441,000	
	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	
	79	306,500	386,200	444,100	
	80	307,100	387,500	445,100	
	81	307,600	388,800	446,000	
	82	308,200	390,200	446,800	
	83	308,900	391,500	447,600	
	84	309,600	392,800	448,400	
	85	310,200	393,900	449,100	
	86	311,000	395,300	449,500	
	87	311,700	396,600	449,900	
	88	312,300	397,900	450,300	
	89	313,000	399,100	450,700	
	90	313,800	400,400	451,000	
	91	314,600	401,500	451,300	
	92	315,400	402,700	451,500	
	93	315,900	403,900	451,800	
	94	316,700	405,000	452,100	
	95	317,500	406,200	452,400	
	96	318,300	407,400	452,600	
	97	318,900	408,800	452,800	
	98	319,600	409,800	453,100	
	99	320,400	410,800	453,400	
	100	321,100	411,800	453,600	

101	321,900	412,700	453,800
102	322,700	413,700	454,100
103	323,600	414,800	454,400
104	324,400	415,900	454,600
105	325,000	416,600	454,800
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	
134	337,500	430,500	
135	337,700	430,800	
136	338,000	431,000	
137	338,300	431,200	
138	338,500	431,500	
139	338,800	431,800	
140	339,100	432,000	
141	339,300	432,200	
142	339,500	432,500	
143	339,800	432,800	
144	340,000	433,000	
145	340,300	433,200	
146	340,500		
147	340,800		
148	341,100		
149	341,300		
150	341,500		
151	341,800		
152	342,100		

	153	342,300				
	154	342,500				
	155	342,800				
	156	343,100				
	157	343,300				
	158	343,500				
	159	343,800				
	160	344,100				
	161	344,300				
	162	344,500				
	163	344,800				
	164	345,100				
	165	345,300				
	166	345,500				
	167	345,800				
	168	346,100				
	169	346,300				
	170	346,500				
	171	346,800				
	172	347,100				
	173	347,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

- この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表（第 3 条関係）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600	414,400	
	83	297,200	343,200	414,900	
	84	297,800	343,800	415,600	
	85	298,300	344,300	416,000	
	86	298,900	344,800	416,500	
	87	299,600	345,200	417,000	
	88	300,200	345,600	417,700	
	89	300,700	345,900	418,100	
	90	301,300	346,400	418,600	
	91	302,000	346,700	419,100	
	92	302,600	347,100	419,800	
	93	303,200	347,400	420,200	
	94	303,800	347,700	420,700	
	95	304,400	348,100	421,200	
	96	305,000	348,500	421,900	
	97	305,300	349,000	422,300	
	98	305,800	349,500		
	99	306,400	350,000		
	100	306,900	350,500		

	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 医療職給料表（第 3 条関係）
ア 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	

	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
定年前	49	413,100	487,300	542,700	
再任用	50	413,500	488,000	543,500	
短時間	51	414,000	488,700	544,200	
勤務職	52	414,400	489,300	545,100	
員以外	53	414,800	489,900	546,000	
の職員	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		

	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700	
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100	
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500	
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900	
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400	
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800	
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200	
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600	
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		
	89		303,800	342,000	363,300		
	90		304,000	342,200	363,600		
	91		304,200	342,600	363,800		
	92		304,400	342,900	364,100		
	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		

	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400

	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000	
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500	
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900	
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300	
	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		
	98	301,800	332,100	367,200	385,600		
	99	302,300	332,600	367,700	386,100		
	100	302,800	333,200	368,100	386,500		

101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		
120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			
129	311,600	343,000			
130	311,900	343,200			
131	312,200	343,500			
132	312,600	343,700			
133	312,800	344,000			
134	313,100	344,400			
135	313,400	344,800			
136	313,700	345,200			
137	313,900	345,500			
138	314,200	345,900			
139	314,500	346,300			
140	314,800	346,700			
141	315,000	347,000			
142	315,300	347,400			
143	315,700	347,700			
144	316,000	348,100			
145	316,200	348,400			
146	316,400	348,800			
147	316,700	349,200			
148	317,000	349,600			
149	317,200	349,900			
150	317,400	350,300			
151	317,700	350,700			
152	318,000	351,100			

	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第8条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の 107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第8条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の 107.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の 127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	(期末手当) 第8条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあっては <u>100分の106.25</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の 71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の 61.25</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第8条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の106.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の 51.25</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の 61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 [略]

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年宮崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条の3 [略] 2 職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち任命権者が定めるものに使用される者であった者から引き続き職員となって特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して任命権者が定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支	第5条の3 [略] 2 新たに職員となって特地公署又は準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他、前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員には、任命権者の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

給する。

（休日勤務手当）

第7条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日に関する法律に規定する休日が週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。これらの日に準ずるものとして任命権者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（給与の減額）

第14条 〔略〕

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休日勤務手当）

第7条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同法に規定する休日が週休日に当たるときは、任命権者が定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該年末年始の休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日勤務手当を支給する。これらの日に準ずるものとして任命権者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（給与の減額）

第14条 〔略〕

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和45年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （通勤手当の額の特例） 10 改正後の条例第5条の9第1項第2号及び第3号に掲げる職員であって、自動車等（原動機付のものに限る。）を使用する距離が片道2キロメートル以上であるものの通勤手当の額は、同条第2項第2号及び第3号並びに第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）改正後の条例第5条の9第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,300円から5万5,000円までの範囲内で人事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） （2）〔略〕	附 則 （通勤手当の額の特例） 10 改正後の条例第5条の9第1項第2号及び第3号に掲げる職員であって、自動車等（原動機付のものに限る。）を使用する距離が片道2キロメートル以上であるものの通勤手当の額は、同条第2項第2号及び第3号並びに第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）改正後の条例第5条の9第1項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、2,300円から6万6,400円までの範囲内で人事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） （2）〔略〕

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与に関する特例）	（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円
6	740,000円
7	864,000円

2～5 〔略〕

（給与条例の適用除外等）

第8条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項、第8条の4第2項第1号及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、職員給与条例第8条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

2～5 〔略〕

（給与条例の適用除外等）

第8条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項、第8条の4第2項第1号及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、職員給与条例第8条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（給与条例の適用除外等）	（給与条例の適用除外等）
第8条 〔略〕	第8条 〔略〕
2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項、第8条の4第2項第1号及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるも	2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項、第8条の4第2項第1号及び第8条の11第1項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるも

の」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、職員給与条例第8条の4第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

の」と、職員給与条例第7条の2第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、職員給与条例第8条の4第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、職員給与条例第8条の11第1項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項及び附則第4項において「改正後の単純労務職員給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び附則第5項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与条例第8条及び第8条の4並びに改正後の任期付職員条例第8条の規定は、令和7年12月1日から適用する。
（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）
- 3 改正後の職員給与条例第6条の2の2の規定は、令和4年4月2日から令和7年4月1日（次項において「適用日」という。）の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（附則第5項において「改正前の職員給与条例」という。）第6条の2第1項に規定する特地公署又は同条例第6条の2の2第1項に規定する準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。
- 4 改正後の単純労務職員給与条例第5条の3の規定は、令和4年4月2日から適用日の前日までの間に新たに職員となって第3条の規定による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の2に規定する特地公署又は同条例第5条の3第1項に規定する準特地公署に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定める職員にも適用する。
（給与の内払）
- 5 改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与条例又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
（人事委員会規則への委任）
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

